

第8期(令和3年度から令和5年度)所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する 保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(注記)の合計が80万円以下の方	基準額×0.3	20,100円 (1,680円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.4	26,800円 (2,240円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.7	47,000円 (3,920円)
第4段階	本人が市民税非課税で 世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.875	58,800円 (4,900円)
第5段階	本人が市民税非課税で 世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	67,200円 (5,600円)
第6段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.175	78,900円 (6,580円)
第7段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.275	85,600円 (7,140円)
第8段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.45	97,400円 (8,120円)
第9段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.5	100,800円 (8,400円)
第10段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.6	107,500円 (8,960円)
第11段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額×1.75	117,600円 (9,800円)
第12段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額×2	134,400円 (11,200円)
第13段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.15	144,400円 (12,040円)
第14段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.3	154,500円 (12,880円)
第15段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×2.45	164,600円 (13,720円)

注記: 合計所得金額は、実際の収入から必要経費相当額と税制上の譲渡所得等の特別控除を差し引いた額です。第1段階から第5段階については、公的年金等に係る雑所得が引かれた金額です。また、第1段階から第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得から10万円を控除した金額を用います。